

告 示

埼玉県告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉会館及び彩の国さいたま芸術劇場の指定管理者を次のとおり指定した。

令和二年一月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団

埼玉県さいたま市中央区上峰三丁目十五番一号

二 指定の期間

令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで